

障害基礎年金

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7169 (お客様相談室)
市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

障害基礎年金は、国民年金加入中（または老齢基礎年金を受給していない 60 歳以上 65 歳未満で国内在住や 20 歳前）に初診日がある病気やけがによって、国民年金法の障害等級表（1 級または 2 級）に定める障がいの状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給される年金です。

障害基礎年金を受ける要件とは

障害基礎年金は次の 3 つの要件に該当する場合に請求できます。

①障がいの原因となった「初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）」において、国民年金に加入中である（または国民年金に加入していたことがあり老齢基礎年金を受給していない 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有している）こと。

②保険料納付要件（アまたはイに該当すること）
ア 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの年金加入期間のうち、保険料納付済期間と免除期間等を合わせた期間が 3 分の 2 以上あること。

イ 平成 28 年 3 月 31 日までに初診日がある場合には、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと（直近 1 年要件の特例）。

③障がい程度の要件
障がいの程度が現在および「障害認定日（初診日から起算して 1 年 6 か月を経過した日または症状が固定した日）」において、国民年金法施行令で定める 1 級または 2 級の障がいの状態になっていること（または、「障害認定日」に該当しなかった方が 65 歳の前日までに障がいの状態が該当するようになったとき）。

○国民年金法施行令で定める障がいの状態は、身体障がい者手帳等の等級とは基準が異なりますのでご注意ください。

20 歳前に初診日がある場合の障がい

20 歳に達する前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になった場合は、20 歳に達したとき（「障害認定日」が 20 歳以後のときは「障害認定日」）に、障がいの程度が国民年金法の「障害等級表」の 1 級または 2 級に該当する状態になっていれば障害基礎年金を請求し受給することができます。ただし、年金を受ける本人の所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。

年金額（平成 24 年度の額）

【1 級】983,100 円（2 級障がいの 1.25 倍）
【2 級】786,500 円（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算額

障害基礎年金を受けられるようになったときに、その方によって生計維持されている子（18 歳の誕生日以後、最初の 3 月 31 日までにある子、または 20 歳未満で障がいの程度が 1 級または 2 級の障がいの状態にある子）がいるときには、次の額（子ども 1 人当たり）が加算されます。

【1・2 人目】226,300 円【3 人目以降】75,400 円
※児童扶養手当支給対象者は、手当と「子の加算」

を比較して金額が高い方を選択

相談・請求先

相談・請求先の窓口は、初診日に加入していた年金制度によって異なります。

- ・国民年金加入中または 20 歳前に初診日がある場合 ⇒ 市役所国保年金課
- ・厚生年金または国民年金第 3 号被保険者加入中に初診日がある場合 ⇒ 年金事務所
- ・共済組合加入中に初診日がある場合 ⇒ 所属の共済組合

○納付要件を確認することになりますので、その障がいに関する初診日が分かるものと年金手帳を持参し、各年金制度の窓口でご相談ください。

日本年金機構からのお知らせ 国民年金保険料の納め忘れがある方へ 10 月から後納制度開始

国民年金保険料は納め忘れたまま 2 年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成 24 年 10 月～平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間に限り、過去 10 年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が始まります。

過去 10 年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります（既に老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません）。

後納保険料による納付のためには、年金事務所への事前申込と審査が必要です。審査の結果によっては、利用できない場合があります。

○手続方法等は、土浦年金事務所（☎ 029-824-7121）または国民年金保険料専用ダイヤル（☎ 0570-011-050）へお問い合わせください。